

令和6年11月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

定額減税③ 「年末調整時の定額減税」

令和6年の年末調整は定額減税を実施する必要があります。今回は国税庁の「定額減税Q&A」の一部より年末調整時における定額減税に関する情報をお知らせ致します。

[1]年末調整時の定額減税の対象者

「令和6年分の年末調整(令和6年6月1日以後に行うものに限ります。)の時に、給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人」≡「**年末調整の対象となる人**」が**定額減税の適用対象者となります。**(合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人等を除く。)

なお、令和6年6月1日以後に年の中で「死亡により退職した人」や「海外転勤により非居住者となった人」なども定額減税の適用対象者に含まれます。

[2]公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなります。

なお、給与等と公的年金等との定額減税の**重複控除**については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなりますが、**重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。**

[3]令和6年6月2日以後に就職した人に対する定額減税

令和6年6月2日以後に就職した人は**月次減税額の控除を受ける対象者にはなりません**が、**年末調整においては定額減税額の控除(年調減税)を受けることとなります。**

[4]年の途中で出生した扶養親族に係る年調減税

年の途中で出生した親族について、令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、**月次減税の計算に含めなかった人であっても、年末調整時までに扶養控除等申告書に記載することで年調減税額の計算に含めることとなります。**

[5]年の途中で死亡した扶養親族に係る年調減税

令和6年6月時点では扶養親族であった親族が、年の途中で死亡した場合については、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、**年調減税額の計算に含めることとされています。**

[6]源泉徴収票への記載方法

源泉徴収票の摘要欄には、実際に控除した年調減税額を「**源泉徴収時所得税減税控除済額×××円**」、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「**控除外額×××円**」(控除しきれなかった金額がない場合は「**控除外額0円**」と記載)と記載します。

また、**合計所得金額が1,000万円超**である居住者の**同一年計配偶者分**を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

(年末調整をしなかった人については定額減税額等の記載の必要はありません。)

国税庁の定額減税Q&Aについては以下よりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>